【別紙】USEN Camera サービス統合に伴う約款の主な変更点

変更項目	改定後（新）	現行（旧）	備考欄
1. 更新拒絶のお申出期限の変更	第 9 条（契約期間及び自動更新） 第 2 項 契約者又は当社が、契約期間満了月の前々月末日までに、書面その他当社所定の方法により更新しない旨の意思表示をしない場合、利用契約は同一の条件で更に 2 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。	【USEN Camera】 第 9 条第 2 項 契約更新期間に契約者から更新拒絶の通知が行われない場合には、契約期間満了日の翌日から起算して 2 年間、同一条件をもって更新されるものとし、以降も同様とします。 【USEN Camera ライト】 第 14 条第 1 項 期間満了月の前月末日までに契約者又は当社から更新しない旨の文書による意思表示がない場合…2 年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。 【NEXT クラウドビュー】 第 3 条第 8 項 契約有効期間満了の前々月末日までに…更新拒絶…がない場合には…自動的に 2 年間更新	複数のカメラサービス約款を統合するにあたり、契約者又は当社の契約更新・解約のお手続き期間に余裕を持たせるため、お申出期限を最も早い「前々月末日」に統一いたしました。
2. 一時提供休止手数料の変更	第 18 条（一時提供休止） 第 1 項③ 料金表に定める一時提供休止手数料を支払うこと。 別紙 4 料金表 2.(1) 一時提供休止手数料：3,000 円／休止 1 回	【USEN Camera ライト】 別紙 1 各種手数料 一時提供休止手数料：ライセンス毎にかかる手数料 500 円(税込み 550 円)	手数料の算定基準を、機器単位（ライセンス毎）から「休止手続き 1 回あたり」に変更し、他のカメラサービス約款と同様に統一いたしました。

【別紙】USEN Camera サービス統合に伴う約款の主な変更点

3. 解約違約金の変更（残期間分の撤廃）	第 19 条（契約者による解約） 第 2 項 初回契約期間の満了後（第 9 条第 2 項に基づく更新後）に解約又は終了があった場合は、契約者は、料金表に定める解約事務手数料を当社に支払うものとします。 別紙 4 料金表 2.(1) 解約事務手数料：10,000 円／1 利用契約	【USEN Camera ライト】 別紙 1【解約違約金】 （利用契約に定める有効期間の残期間分の月額費用相当額）×（解約するライセンス数） 【NEXT クラウドビュー】 第 3 条第 9 項 解約料として、解約日又は解除日の翌日から利用契約の期間満了日までの本サービスの利用料金相当額を支払うものとします。	初回契約期間（24 か月）満了後・更新後の解約について、従来の「残存期間分の月額費用」の請求を撤廃し、解約事務手数料（一律 10,000 円）に変更し、契約者の負担を軽減いたしました。
4. お知らせ方法の変更（ウェブ掲示の追加）	第 3 条（約款の変更） 第 2 項 当社は…効力発生時期が到来するまでに、当社所定の方法（当社ウェブサイトへの掲示を含みます。）により契約者に周知します。 第 38 条（通知及び連絡） 当社ウェブサイトへの掲示による通知は、掲示された時に効力を生じるものとします。	【USEN Camera】 第 2 条第 2 項 …変更後の本約款の内容とその効力発生日を、あらかじめ当社所定の方法により契約者に通知します。 【NEXT クラウドビュー】 第 23 条 …本規約の変更に関する通知…は、当社の定める方法で行うものとします。	今後の約款改定やサービスに関する重要なお知らせについて、より迅速に契約者へご案内できるよう、ウェブサイトへの掲載をもって通知とするということを明示いたしました。
5. 料金表の明示および手数料の整理	第 1 条（約款の適用及び構成） 第 3 項 本サービスの初期費用、月額利用料金その他の料金…は、別紙 4 料金表（以下「料金表」といいます。）の定めによります。 別紙 4 料金表	【USEN Camera ライト】 第 11 条第 1 項 別途利用申込書に定める月額費用及び別紙 1 に定める「利用料金等」に基づく初期費用… 【USEN Camera ライト】 【NEXT クラウドビュー】 （該当規定なし）	ご契約内容の透明性を高めるため、統合後の新約款において、全サービスの標準価格および各種手数料の適用条件を「別紙 4 料金表」として網羅的に集約・明示いたしました。

【別紙】USEN Camera サービス統合に伴う約款の主な変更点

6. 遅延損害金の利率統一および免除規定の撤廃	第 14 条（遅延損害金） 支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。	【USEN Camera】 第 31 条 …年 14.5%の割合で計算した額 【USEN Camera ライト】 第 12 条 …年 14.6%の割合… ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合はこの限りではありません。	サービスごとに異なっていた遅延損害金規定（利率 14.5%と 14.6%の混在、一部サービスのみに存在した猶予期間など）を廃止し、全サービス共通の基準（年 14.6%・猶予なし）へ統一いたしました。
7. 割増金（不正免脱時）の全サービス適用	第 15 条（割増金） 利用料金その他の債務の支払を不正に免れたときは…免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を、割増金として当社に支払うものとします。	【USEN Camera】 第 30 条（割増金） 契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。 【USEN Camera ライト】 【NEXT クラウドビュー】 （該当規定なし）	従来は一部サービスのみに適用されていた割増金に関する規定を、サービスの統合に伴い全サービス共通のルールとして適用いたします。
8. 秘密保持義務の存続期間の明確化	第 41 条（存続規定） 第 2 項 第 37 条（秘密保持）の規定は、利用契約の終了後 3 年間、有効に存続します。	【NEXT クラウドビュー】 第 25 条第 1 項 …利用契約の契約期間中及び終了後においても、第三者に開示、漏洩してはならない 【USEN Camera ライト】 第 27 条第 2 項 …利用契約終了後も効力を有するものとします。	終了後も永続的に存続すると規定されていた秘密保持義務の有効期間について、「契約終了後 3 年間」という具体的な期間に限定し、明示いたしました。